

H29.7.27 東淀川区区政会議 健康・福祉部会 議事概要

※枠内は委員意見

日時・場所 平成29年7月27日(木)午後7時から7時50分。東淀川区役所3階304会議室
出席者 健康・福祉部会委員 9名

議題1 (仮称) 東淀川区将来ビジョン~2022年に向けて~ (素案)

議題2 平成30年度の取り組みの方向性について

主な区政会議意見に対する現時点での考え方について説明

No.	意見概要	考え方
2・3	担い手について	部会単独ではなく、区役所全体で取り組んでいく。
5	総合事業担い手研修を受けやすく	局に改善要望し、来年から他の会場でも実施。
10	地域包括支援センター繁忙でもない	これまで以上にバックアップしていきたい。
11	若い人が東淀川区に来たいと思い地域につながるシステムづくり	部会単独ではなく、区役所全体で取り組んでいく。
12	行政相談をもっと身近にしてほしい	区地域保健福祉計画でも総合相談窓口の充実を掲げるなど目標とするところ。「くらしのみのり相談窓口」など、どの相談窓口からでも連携して対応する。
13	昔は伝言板があったようにコミュニケーションツールができないか	商店街に椅子を置くなど区役所では実施が難しい。 地域での自助・共助の取り組みとしての実施を。
14	ひきこもりの方の地域での把握・対応	次ページ
16	認知症予防の取組みができないか	外出や軽い体操で効果。百歳体操の推進に努める。
17	歌やロゴ等高齢者にわかりやすい周知	地域での自助・共助の取り組みとしての実施を。
18	東淀川区が様々な福祉施策を他に先駆け取組んでいることをアピールしては	わかりやすい資料を作成し、区ホームページなどでアピールしたい。
20	子どもの受動喫煙が多い	意見をいただき今年度の運営方針にスマーカーライザーによる禁煙普及啓発を掲げ、進めていく。

(子どもの受動喫煙について)

- もう少し詳しく説明してほしい。スマーカーライザーとはどのようなものか。
- 単に喫煙すると自分の健康を害するという啓発ではなく、大人が子どもに害を与えたくないという思いが、子どもにとって自分が大事にされていると感じられるような取り組みができないか。

- ・現在も妊婦の方を対象に禁煙指導しているが、区政会議でいただいた意見により、息を吹きかけ測定する機械・スマーカーライザー（呼気中CO濃度測定器）を使い、若い大学生等も対象にした禁煙指導にも取り組んでいる。

(担い手について (部会を超えた取り組みについて))

- 部会を超えた題材の意見に関して、全体で取り組むような形にはならないか。
- 各部会で「担い手」「地域力」の意見が出ており、やはり担い手不足が課題だが、教育・子育て部会にはその意見がないのは、子育てする人が必ずいるからでは。ママ友等のネットワークをどうやって地域につなげ活かしていくかということを感じた。

- ・いただいた意見について、担い手など地活協やまちづくりのことであれば、経営課題1「自助共助を担う地域力の向上」を担当する魅力あるまちをつくろう！部会に連携するなど、該当する部会に反映している。全体的に取りまとめたものを本会でもお示ししている。

(引きこもりの方の地域での支援について)

- 高齢の方は切り口があるが、30・40代で接点のない方をどうするのかは非常に難しい。
- 30~50代の孤立は、親御さんも地域に対して隠してしまいか。どうやって早い段階で支援できるか。こういう状況ではここで区役所が入るなど、パターン別に支援の進み方をチャート式・流れでわかりやすく示してもらえれば、ここに行つたらしいというのがわかりやすいのでは。

- ・地域の中でひきこもりの状態の方がいれば、ひきこもり相談窓口というのが大阪市の事業として相談電話の専用の電話番号がございます。
- ・こころの健康センターとかで面接をさせていただいたり、区の保健福祉センターでの職員も一緒に入らせていただいたりということで、医療・保健福祉、教育、労働等、全ての適切な関係機関へつなぐような形の事業実施をしておりますので、広報にも努めてまいりたいと思います。
- ・モデル区事業「総合的な相談支援体制の充実事業」で様々な支援機関が一堂に会して支援検討を行う「見立ての場」を進めている。行く行くは区社協の見守り相談室などの連携を強化し、支援につながらず地域で埋もれているような方を相談支援につなげる取り組みを進め、支援が広がるようにしたい。(冒頭の引きこもりに関する考え方の説明)

(行政相談について)

- この相談は区役所に行くのか違うのかというような方もいる。もっと身近にしてほしい。

- ・生活にお困りの方の「くらしのみのり相談窓口」があり、そこに来ていただければ様々な関係部署につなげられる。今年度からはモデル事業（総合的な相談支援体制の充実事業）もあり、どこの窓口からも必ず必要な部署につながるように区役所をあげて取り組んでいる。少なくとも区役所に来ていただいて何もわからず帰ったということにはならないようにしている。何かわからないことがあれば区役所に来ていただきたい。

(地域包括支援センターについて)

- 地域包括支援センターは24時間体制なのか。何か起きるのは夜中・土日祭日などが多い。子どもに関することで地域では立ち入れないけど放っておけないようなケースもある。夜間・土日等に何かあった時に福祉関係で誰かに電話に出てもらえるといい。

- ・大阪市の委託業務としての開設時間は月～金曜日は9～19時、土曜日は9～17時。それ以外の時間帯は、電話をしたときに連絡がつながる体制は取っている。しかし、何かできるわけではなく、「明日行きますね」といった対応。介護保険法に基づくため65歳以上の方への支援。大阪市全体で休日・時間外に高齢者に関する相談ができるところの周知はしていきたい。